

職業能力開発校条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第53号

職業能力開発校条例施行規則の一部を改正する規則

職業能力開発校条例施行規則（昭和44年岩手県規則第71号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則	附 則
1～6 [略]	1～6 [略]
(入校検定料等の免除の対象者等)	(入校検定料等の免除の対象者等)
7 条例附則第4項の規定により入校検定料、入校料又は寄宿舎料（以下「入校検定料等」という。）の免除を受けることができる者は、次の各号（平成28年台風第10号に係るものにあっては、第2号を除く。）のいずれかの被害を受けた者とする。	7 条例附則第4項の規定により入校検定料、入校料又は寄宿舎料（以下「入校検定料等」という。）の免除を受けることができる者は、次の各号（平成28年台風第10号又は令和元年台風第19号に係るものにあっては、第2号を除く。）のいずれかの被害を受けた者とする。
(1)～(4) [略]	(1)～(4) [略]
8 入校検定料等の免除を受けようとする者（次項において「申請者」という。）は、別に定める様式による入校検定料免除申請書、入校料免除申請書又は寄宿舎料免除申請書（以下「申請書」という。）に前項各号（平成28年台風第10号に係るものにあっては、第2号を除く。）のいずれかの被害を受けたことを証する書類その他校長が必要と認める書類を添えて、次の各号に掲げる申請書の区分に応じ、当該各号に定める期限までに校長に提出しなければならない。	8 入校検定料等の免除を受けようとする者（次項において「申請者」という。）は、別に定める様式による入校検定料免除申請書、入校料免除申請書又は寄宿舎料免除申請書（以下「申請書」という。）に前項各号（平成28年台風第10号又は令和元年台風第19号に係るものにあっては、第2号を除く。）のいずれかの被害を受けたことを証する書類その他校長が必要と認める書類を添えて、次の各号に掲げる申請書の区分に応じ、当該各号に定める期限までに校長に提出しなければならない。
(1)～(3) [略]	(1)～(3) [略]
9 [略]	9 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。